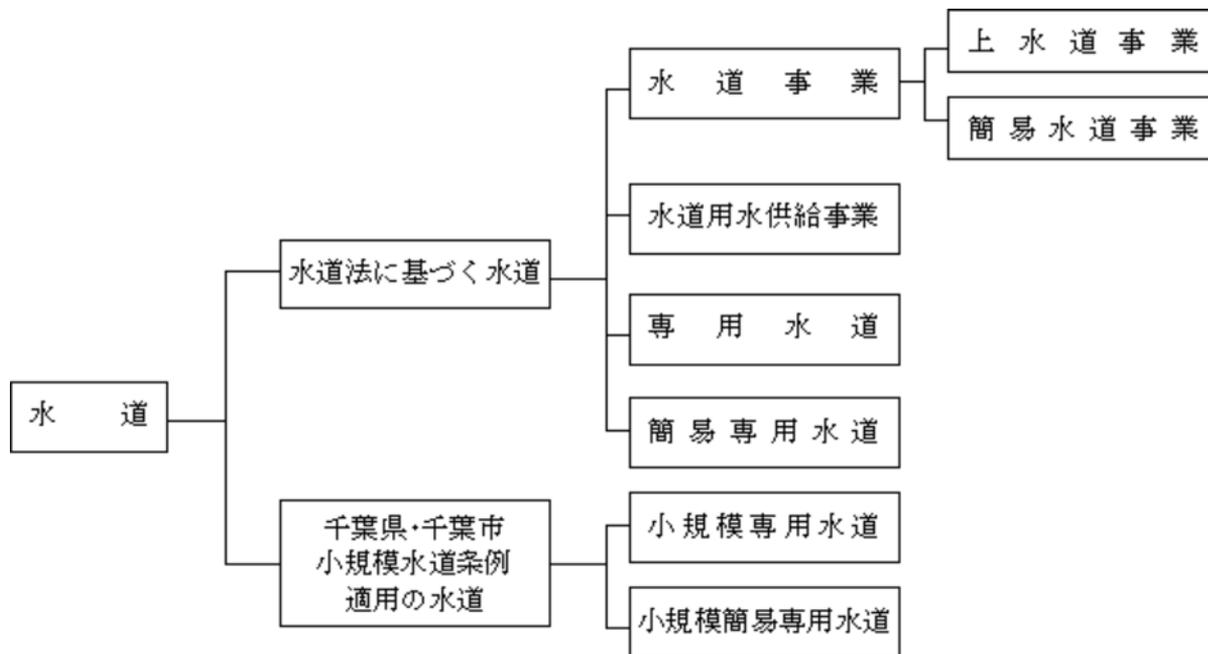


1.1 水道の種類

水道の種類を大まかに分類すると次のとおりとなります。

千葉県及び千葉市では小規模水道条例により、「水道法適用外の水道であって給水人口50人以上のもの」を「小規模水道」として水質検査を義務づけています。



水道の種類